

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わりました

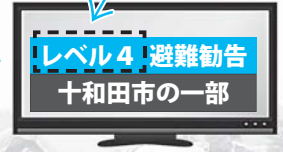
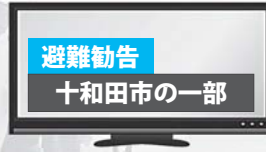
☎ 総務課防災危機管理室 ☎⑤ 6703

水害・土砂災害発生危険度に応じて取るべき行動を直感的に理解できるよう、今後は『5段階の警戒レベル』を用いて避難情報などをお知らせします。

市民の皆さんには、『自らの命は自らが守る』という意識を持った避難行動をお願いします。

【警戒レベルを用いた避難勧告などの伝え方】

《マスコミによる伝え方の一例》
これまで

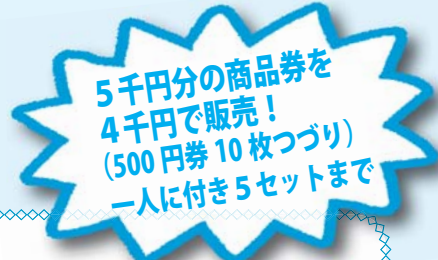


警戒レベル	避難情報など	市民が取るべき行動
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難勧告 避難指示(緊急) 全員避難!	指定避難所などへ避難する。 災害が発生する恐れが極めて高い場合などで、指定避難所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないときなどは、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な場所に避難する。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始 高齢者などは避難!	避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者は避難する。その他の人は避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル2	注意報	ハザードマップなどにより災害リスク、避難場所や経路などの確認、避難情報の把握手段の確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を再確認する。
警戒レベル1	早期注意情報	防災気象情報などの最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

※避難情報などは、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らず、警戒レベルが急変することもあります。

プレミアム付商品券を販売します

10月に予定されている消費税率引き上げによる影響の緩和と地域の消費を喚起するため、住民税非課税の人および乳幼児のいる子育て世帯を対象に10月1日から「十和田市プレミアム付商品券」を販売します。



【対象者】

住民税非課税者

☎ 生活福祉課 ☎⑤ 6718

▶平成31年1月1日時点で本市に住民票があり、令和元年度の住民税が課税されていない人
※住民税が課税されている人の扶養親族や生活保護受給者などは除きます。

▶対象と思われる人へ「購入引換券交付申請書」を7月下旬に送付します。

申請書に記入の上、11月29日(金)までに郵送または受け付け場所(市役所別館4階会議室)に提出してください。後日「購入引換券」を送付します。

※受け付け場所は期間により変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

子育て世帯

☎ 子育て支援課 ☎⑤ 6716

▶3歳未満の子(平成28年4月2日～令和元年9月30日生まれ)がいる世帯の世帯主

▶対象となる世帯主へ「購入引換券」を送付します。

※子の誕生日により送付時期が異なります。

平成28年4月2日～令和元年7月31日に生まれた子：9月下旬に送付予定

令和元年8月1日～9月30日に生まれた子：10月下旬に送付予定

※特別な事情により本市へ避難している人で、平成31年1月1日以前に本市に住民票を移すことができない人はお申し出ください。

プレミアム付商品券取扱加盟店を募集します

☎ 十和田商工会議所 ☎④ 1111

【対象店舗】本市で営業している店舗。ただし、一部の風俗営業業種および業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは対象外。※詳しくは募集チラシの新聞折り込みなどで周知予定です。

【募集期間】7月16日(火)～8月30日(金) 【申し込み場所】十和田商工会議所・十和田湖商工会